

## 愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 令和元年5月10日（金）午前10時から正午まで

2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室

### 3 議事

- (1) 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- (2) その他

### 4 出席者

#### (1) 委員

生田委員、伊藤委員、井上委員、大石委員、片山委員、上島委員、酒巻委員、佐野委員、塚田委員、中野委員、中山委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、葉山委員、櫃田委員、増田委員、松尾委員、宮崎委員（以上20名）

#### (2) 事務局

環境局：

森田局長、小野技監、酒井環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任

その他：

関係課職員 7名

(以上16名)

#### (3) 都市計画決定権者及び事業者等

9名

### 5 傍聴人

0名

### 6 会議内容

#### (1) 開会

#### (2) 議事

ア 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が上島委員と中野委員を指名した。
- ・ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、諮問を受けた。
- ・ 資料1、資料2及び資料3について、事務局から説明があった。
- ・ 資料1の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、松尾会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

<質疑応答>

【大石委員】廃棄物等の運搬車両が増えることになるが、一般の交通を阻害しないのか。

【事務局】交通量については、準備書 429 ページ及び 430 ページの表 8.2.16(1)及び(2)に騒音の予測における交通量が示されている。将来の一般車両は、現況から伸び率 1.0 と設定している。廃棄物等の運搬車両について、地点 5 では、大型車 194 台、小型車は 474 台が増加するとしており、東海市清掃センターに搬出入している車両が上乘せされるとの考えから積算した。また、地点 6 では、現況の平均車両数が一般車両数に含まれていることから、最大車両数と平均車両数の差分を将来増加分として計上している。将来の一般車両数に対する廃棄物等の運搬車両の増加の割合が小さく、騒音の予測結果においても将来騒音レベルの増加の割合が小さいことから、影響は小さいと評価している。

【大石委員】そのような評価で良いと思うが、集中したときはどうなるのか。どの交差点で混雑するのか、問題が生じるようであれば、走行方向によって、例えば右折の箇所など細かい点も見ておく必要があると思う。

【事務局】部会でお示ししたい。

【片山委員】廃棄物等の運搬車両からの臭いは予測しないのか。

【事務局】廃棄物を運搬するパッカー車の走行中に臭いが拡散することは想定されないため、予測等をしていない。なお、現時点で知多市清掃センターが稼働している中でも、走行中のパッカー車からの臭いの苦情はないことから、今後もそのような問題は生じないであろうと考えている。

【二宮委員】温室効果ガス等の項目で、一酸化二窒素について記載されているが、発生源である焼却炉は流動床ではなくストーカ炉ということで良いか。一般的なストーカ炉では一酸化二窒素は出ないものと認識している。

【事務局】流動床ではなくストーカ炉である。一酸化二窒素が排出されるとしたのは、準備書 667 ページの表 8.15.8 の注釈に記載のとおり、環境省の「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて、発生すると見込んだものである。

【二宮委員】本事業者が採用を想定している焼却炉から実際に排出される予測値から見込んだものではないという理解で良いか。

【事務局】あくまでガイドラインに沿って算定したものである。

【二宮委員】地下水について、ふっ素とほう素が環境基準値を超過しているが、これは本事業実施区域がもともと埋立地であるため、埋立した土砂由来による影響、又は海水による影響と考えているのか。

【事務局】準備書 517 ページに記載のとおり、「ふっ素、ほう素の環境基準値超過の原因は不明であるが、海域に近い埋立地であることから海水の影響を受けていると考えられる。」とのことである。また、地歴調査においても、ふっ素、ほう素等の特定有害物質の使用等は確認されていないとしている。

【二宮委員】何かしらの対策を求めるべきなのか、自然由来であることから特に対策を講じる必要はないと考えているのか。

【事務局】事業者は、本事業実施区域周辺において飲用井戸は存在しないことから、地下水の汚染の拡散防止のため、状況の変化をモニタリングするとしてお

り、浄化処理等の実施は必要ないと考えているとのことである。なお、汚染地下水の拡散防止措置として、ピット等の掘削工事の際には、止水性の山留め工法を採用することから地下水の漏えい及び拡散はないとしている。

【松尾委員】周辺の地下水調査の結果はないのか。当該地下水汚染は周辺の地下水と同様なのか確認したい。

【事務局】概況調査において、事業実施区域周辺における地下水調査の結果は確認できなかった。なお、準備書 81 ページの表 3.2.26「地下水質調査結果」において、東海市浅山における調査結果が記載されているが、事業実施区域とは離れている。

【松尾委員】海水由来との推測に妥当性があるのか、さらに調査して確認してもらいたい。

【事務局】部会でお示しできるものがあれば、お示ししたい。

【井上委員】土壌について、砒素が環境基準値を超過しているが、準備書 511 ページにおいて「必要に応じて汚染状況の調査を実施し、法令等に基づき汚染土壌の除去等の必要な措置」を講ずるとして評価しているが、この法令に基づく除去等の具体的な内容は決まっているのか。また、地下水について、事業実施区域内において、この土壌環境基準値を超過した地点とそれ以外の砒素の調査結果はどのようであったのか。

【事務局】準備書 505 ページの地点 1-7 の地下 10m の地点において砒素が超過したというものであるため、今後、地下 10m の掘削を伴うごみピットを当該地点に設置するというのであれば、当該掘削土壌について適切に処理することとなる。現時点でごみピットの位置は確定しておらず、今後、工事業者の選定後にごみピットを含む施設の位置が決定する。地点 1-7 においてごみピットの設置等の掘削を伴う工事を行わないのであれば、当該地点の汚染土壌の拡散のおそれがないことから特段の措置の必要はないと考える。なお、地下水については、準備書 518 ページ及び 519 ページに調査結果が記載されており、砒素が超過した地点 1-7 における砒素の年間平均値は環境基準 0.01mg/L 以下に対して 0.002mg/L との結果となっている。また、地点 1-8 における砒素の年間平均値は 0.001mg/L となっている。

【井上委員】これまでの調査は、地表と地下 10m の調査であるため、3 m、4 m 等その間の汚染状況が分かっておらず、ごみピットの設置位置についても現段階では決まっていないという中で、今後事業者としてどのように汚染状況を把握して対策を講ずることを考えているのか。事業実施区域がどのような汚染状況なのか詳細に把握するべきではないか。

【事業者】本事業は DBO 方式での実施を予定しており、これは民間業者に設計・建設・運営を一括して発注するものである。この場合、受注した民間業者がピットの位置や建屋の位置を始め掘削位置や深さも設計することとなる。土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出を行うことになるが、当該届出前に、より詳細な調査を実施し、汚染の範囲を特定した上で当該汚染土壌を適切に処理する。あるいは、掘削する部分については、全て汚染されているものと見なして全量撤去することで適切に処理することを想定している。

- 【伊藤委員】事業実施区域は埋立地であって、南海トラフ地震等の際に震度が極めて大きく、また液状化現象についても非常に懸念される地域だと記憶している。この地震により、ごみピットに水が流れ込んで汚染水が漏出する可能性や、液状化現象により、汚染地下水が拡散するおそれはないのか。
- 【事務局】事業地選定に当たってはその点も考慮している。準備書5ページの表2.2.2に建設候補地選定の評価結果が記載されており、評価項目6の災害への対策の必要数について、本事業地は液状化と高潮への2つの対策が必要と評価した上で選定している。また、建設計画に当たっては、準備書18ページにおいて、高潮による浸水対策として、ピットの開口部を最大高潮水位5.6mを超える高さとする計画とされている。
- 【伊藤委員】事業実施区域の中でも場所によって、液状化のリスクが異なると思われるため、そのことも考慮して民間業者に発注してもらう必要があると考える。
- 【事務局】発注に当たっては性能発注で行い、当該地域の地盤の特性も踏まえて十分な性能を発揮できるような仕様により発注すると聞いている。
- 【櫃田委員】景観について、今回の施設が名古屋港カラー計画に基づいて施設の配色に反映するとあるが、眺望景観予測に係るフォトモンタージュにもそれを反映させるべきではないか。
- 【事務局】他のごみ処理施設も同様であるが、建設工事の業者が決定していない段階の準備書及び評価書では、形、色等について詳細が決まらないため、メーカーにヒアリングをした上で、最大の大きさや形、おおよその色を記載している。名古屋港カラー計画については名古屋港管理組合が所管しており建設業者決定後に、当該組合と調整しながら配色を決定していくこととなる。このため、どうしても準備書等では名古屋港カラー計画に沿ったものとするといった記載に留まる。知事意見において、景観に十分に配慮されたい旨を言及することは可能である。
- 【西田委員】準備書19ページにおいて、現況の駐車場の位置に新施設が設置されるということだが、将来的に駐車場はどこに設置する計画なのか。既設の清掃センターは撤去しないということであれば、駐車場のスペースがないということになり、緑地部分を改変することになるのではと懸念している。
- 【事業者】準備書19ページの図2.2.5の新施設の配置計画のうち、灰色の道路通路のどこかに確保することを想定している。なお、今後建設工事の入札をする中で、駐車場については何台分確保することとした条件を付ける予定である。緑地については、建屋の設置や構内通路により一部改変するほか、駐車場を道路通路部分で確保できない場合は、緑地を更に改変する可能性があるが、その場合は、緑化駐車場とすることや植栽を適切に配置する等により配慮する。また、現在緑地の中でも緑地として機能していない箇所を代替措置として緑地化するなどの措置を講ずることで最大限緑地を確保できるように検討する。
- 【西田委員】今の発言からすると、現在の緑地がずいぶん改変されることになり、準備書に記載されていることと異なるため、動物の評価など最初からそのような緑地の改変があることを前提した評価をすべきである。このため、答申において、先の発言のような緑地の改変を行うのであれば、そのことを

踏まえた再予測・評価を強く求めるべきと考える。

【事務局】準備書 19 ページに記載の現況の駐車場とその周辺及び東側に広がる緑地は、もともと現清掃センターの前の清掃センターが設置されていた土地であり、現在は草地で所々に低木が存在しているような緑地である。そこから通路をはさんでさらに東側に位置する緑地は植林による樹木が広がっている緑地である。草地及び低木の緑地については、現在の計画によれば搬出道路等を設置するために一部改変せざるを得ないものとなっているが、それ以外の緑地は出来る限り残すこととしている。今回改変する緑地に重要な動植物が生息しており、保全する必要性が高い緑地であるということであれば、当該緑地を保全するよう強く求めることも考えられるが、そうでないのであれば、周囲の緑地も勘案しながら、可能な限り緑地を保全するよう求めることになると考える。

【西田委員】見解については理解したが、二つ意見を述べたい。草地にしか存在しない動物もあり、また埋立地であっても今やそこにしかしないような希少な動物が存在する場合もあるため、留意いただきたい。また、改変する緑地に重要な動植物が存在するか否かの前に、計画段階で駐車場として利用するために緑地を改変する可能性があるのであれば、そのことをあらかじめ図書に記載すべきである。そうでなければ、審査会の場で我々がきちんと審査できないことにつながる。

【葉山委員】準備書 579 ページの図 8.9.15 では、色が変わっている部分の緑地が短冊状に削られることを示しているのではないのか。

【事務局】図の橙色部分は現在の草地等を示している。

【松尾会長】緑地の改変を含めて評価対象としているということで良いか。

【事務局】そのとおりである。

- ・ 報道関係者の退出後、議事を再開し、希少な動植物の位置情報に関する審議を行った。

#### <質疑応答>

【葉山委員】準備書 543 ページから 553 ページの記載内容について確認したい。まず調査結果を見ると、事業実施区域はハヤブサの高利用域から外れているため、大きな影響はないと判断できる。

【事務局】そのとおりである。

【葉山委員】

【事務局】樹林地内でなく、樹林地の上空を意味している。

【葉山委員】

、これはこの飛翔範囲の中で食物が足りていると考えて良いのか。もし足りているとすれば、その対象物は何か。例えば、ドバトが群れで集まっているところがあるなど、特定の状況はあるのか。

- 【事務局】準備書 553 ページの表 8.9.17 に狩りと餌について記載されているが、これを見ると、ドバト以外は種不明の鳥類等となっており、餌資源の種類や捕獲場所については特定できていない。
- 【葉山委員】そうすると、広い範囲で動いていない理由についてはまだ十分に分かっていないと理解して良いか。
- 【事務局】準備書 546～548 ページの飛翔図や 550 ページの行動圏の範囲で動いているという調査結果である。なお、6 年ほど前に中部電力の西名古屋火力に係るアセスメントを行っているが、その際にもハヤブサに係る調査を実施しており、今回と同様の高利用域を示していた。
- 【夏原委員】準備書 227 ページの方法書についての知事意見に対する都市計画決定権者の見解が示されており、「知多半島の生態系ネットワークの形成に配慮して、生きものの生息・生育空間の適切な配置、つながりを確保することができるよう事業を進めてまいります」とあるが、具体的に生態系において、準備書 606、607 ページの注目種の選定に係る検討結果とどのようにつながっているのかが見えてこない。例えば、イタチを上位性の注目種として選定しているが、なぜアカネズミを外しているのか。イタチはネズミ類を捕食すると準備書に記載している。
- 【事務局】アカネズミについては、確認例数が少なかったことから選定しなかったが、考え方を整理して、部会でお示ししたい。
- 【夏原委員】昆虫類についても、キタキチョウが選定されているが、資料編を見ると、それ以外にも様々な種が確認されているため、その点についても整理してもらいたい。
- 【橋本委員】準備書 578 ページにオオツノハネカクシは、ライトトラップ調査のライトに誘引されたと予測されているが、これだけでは十分な根拠にはならないと思う。準備書 562 ページにこの種の生態的な特性が記載され、海底に生息している種であると判断されている。事業実施区域はそのような環境ではなく、当該種の生息適地ではないから影響は小さいと理解して良いか。
- 【事務局】考え方を整理して、部会でお示ししたい。
- 【塚田委員】今の意見に関連して、ライトトラップ調査のライトに誘引されて一時的に飛来したとあるが、当該種はそもそもどの程度の範囲を飛翔するような種なのか。また、最初は塩田で発見された種であるが、豊田市においても確認されていることから、塩がなければいけないという前提条件が崩れていると考える。このため、事業実施区域内の草地や裸地にも生息している可能性は否定できないと思われる。周辺に事業者が想定するような適当な生息地があって、この事業実施区域内にはないということを図書に記載すべきである。そういったことも踏まえて、小動物については、様々な種が確認されている理由を考えてみると、樹林地だけでなく、草地等も重要と考えるため、是非配慮してもらいたい。
- 【松尾会長】その他にも意見があれば、後ほど事務局に伝えてほしい。

- ・ 報道関係者の入室後、議事を再開した。
- ・ 知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について審査させるため、松尾会

長の指名により、西知多ごみ処理施設部会を設置した。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会